埼玉県内の医療機関では、



原則、窓口での支払いがなくなります!

※ただし、限度額があります

埼玉県内の医療機関を受診する際に、健康保険証と新しい医療費 受給者証を窓口に提示することにより、原則、窓口での医療費の支 払いがなくなります。(保険外の自費分を除く)

開始時期

こども医療費

心身障害者医療費┃令和4年10月診療分から

ひとり親家庭等医療費:令和5年1月診療分から

対象となる医療機関

- 埼玉県内の医科・歯科・調剤薬局・訪問看護ステーション
 - ※柔道整復師(接骨院・整骨院等)は狭山市内のみ
 - ※一部の医療機関では窓口での支払いが必要となります

Gaaa

限度額について

心身障害者医療費

保険証によって限度額が変わります。

◎狭山市国保・後期高齢:限度額なし

◎社会保険:月額 21,000 円未満の医療費

こども医療費 ひとり親家庭医療費

狭山市内では限度額はありません。

◎市外の医療機関等:月額 21,000 円未満

の医療費

受給者証について

新しい受給者証を交付します!

• 送付時期

令和4年9月中旬頃 令和4年9月下旬頃 令和4年12月末頃



心身障害者医療費

受給者証

ひとり親家庭等 医療費受給者証 問い合わせ先

〒350-1380 狭山市入間川 1-23-5

電話 04-2953-1111

- ●こども医療費・ひとり親家庭等医療費について
- ・・・こども支援部 こども支援課(内線 1539)
- ●心身障害者医療費について
- ・・・福祉部 障がい者福祉課(内線 1591)



こども医療費 受給者証